

● 自己負担限度額(70歳未満の方)

	所得金額 ※2	適用 区分	自己負担限度額 ※3	
			3回目まで ※4	4回目以降 ※4
住民税課税世帯 ※1	901万円超	ア	252,600円 + (総医療費-842,000円) × 0.01 ※5	140,100円
	600万円超～ 901万円以下	イ	167,400円 + (総医療費-558,000円) × 0.01 ※5	93,000円
	210万円超～ 600万円以下	ウ	80,100円 + (総医療費-267,000円) × 0.01 ※5	44,400円
	210万円以下	エ	57,600円	44,400円
住民税非課税世帯 ※1		オ	35,400円	24,600円

※1 <住民税の課税/非課税について>非課税世帯とは、世帯主(国保の資格がない方も含む)と同一世帯の国保被保険者が全て住民税非課税の世帯です。

※2 「所得金額」は、同一世帯の全ての国保被保険者について、所得から基礎控除(33万円)を差し引いた額を合計したものです。

※3 自己負担限度額は、1ヶ月(暦月)ごと、医療機関ごと(入院と外来、医科と歯科はそれぞれ別)に適用されます。

※4 過去12ヶ月以内で高額療養費に該当する月の数が3回目までと4回目以降とで、自己負担限度額は上表のように変わります。

※5 適用区分がア、イ、ウの世帯の自己負担限度額(3回目まで)は、診療月の総医療費が一定額を超えると加算額があります。